

島根県内学生向け「島根県災害ボランティア隊」参加助成事業実施要領

社会福祉法人 島根県社会福祉協議会

【目的】

全国各地で大規模な地震が頻発し、毎年のように豪雨災害が発生しています。県内でも地震や豪雨災害だけではなく大規模火災が発生する等様々な災害が発生し、被災地では災害発生直後だけではなく長期にわたりボランティア支援が求められています。

島根県社会福祉協議会(以下「本会」という)では、「島根県災害ボランティア隊」への若年層の参加を促すこと等を目的に島根県内の学生を対象に、下記のとおり災害ボランティア活動に対する助成を行います。

【助成対象者】

島根県内の大学、短期大学、高等専門学校、専門学校、専修学校に現に在籍している学生
※未成年者除く

【助成内容】

本会が募集する「島根県災害ボランティア隊」の参加に必要な経費のうち、本会が「島根県災害ボランティア隊」の募集要項で示す負担金の全部または一部を助成する。

※一般参加者の額から助成額を差し引いた金額を、「島根県災害ボランティア隊」募集要項に学生の負担金として記載する。

【助成枠及び助成額】

1人 5,000円(上限)

※助成回数は1人1回限りで、予算の範囲内で助成する。

【事業実施期間】

令和6年4月1日(土)～令和7年3月31日(日)

【その他】

「島根県災害ボランティア隊」の活動終了後、参加した学生が在籍する学校に対して、参加状況(参加者数や氏名等)について報告する。

【本件に関する問い合わせ先】

社会福祉法人島根県社会福祉協議会/地域福祉部/地域福祉係

〒690-0011 松江市東津田町 1741-3 いきいきプラザ島根内 (担当/鎌瀬・足立)

TEL(0852)32-5997/FAX(0852)32-5982

Mail:voc@fukushi-shimane.or.jp